（組織変更後株式会社の事後開示事項）

第四十六条の四　法第九十六条の十五において準用する法第八十二条第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～三　略］

四　組織変更株式交付をした場合には、次に掲げる事項

イ　組織変更株式交付が効力を生じた日

ロ　組織変更株式交付に際して組織変更後株式会社が譲り受けた組織変更株式交付子会社の株式の数（組織変更株式交付子会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類及び種類ごとの数）

ハ　組織変更株式交付に際して組織変更後株式会社が譲り受けた組織変更株式交付子会社の新株予約権の数

ニ　ハの新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債（組織変更後株式会社が組織変更株式交付に際して取得したものに限る。）の金額の合計額

ホ　イからニまでに掲げるもののほか、組織変更株式交付に関する重要な事項

五・六　［略］

（専門子会社の業務等）

第五十六条　［略］

［2～7　略］

8　前三項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の三第一項第九号及び第五十八条の六第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［一・二　略］

［9～11　略］

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［略］

2　法第百六条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

［一～二十六の二　略］

二十六の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

［二十七～四十七　略］

［3～10　略］

（組織変更後株式会社の事後開示事項）

第四十六条の三　［同上］

［一～三　同上］

［号を加える。］

四・五　［同上］

（専門子会社の業務等）

第五十六条　［同上］

［2～7　同上］

8　前三項の規定にかかわらず、特定子会社がその取得した次の各号に掲げる会社（以下この項、第五十八条の三第一項第九号及び第五十八条の六第一項において「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を当該各号に規定する日（以下この項において「処分基準日」という。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日からは当該保険会社に係る法第百六条第一項第十三号及び第百七条第七項に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該保険会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（法第百七条第一項に規定する国内の会社をいう。以下この章、第八十五条第一項第七号及び第七号の三、第七章、第八章並びに第二百十一条の三十五第一項第五号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権については百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該保険会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

［一・二　同上］

［9～11　同上］

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二　［同上］

2　［同上］

［一～二十六の二　同上］

二十六の三　他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

［二十七～四十七　同上］

［3～10　同上］